

南相馬市発注の物品の製造その他の請負契約の入札に係る 最低制限価格について

本市発注の物品の製造その他請負契約（測量業務、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務の委託（以下「工事関連業務委託」という。）を除く。）について、ダンピング受注を防止し、契約内容に適合した確実な履行を確保する観点から、本市の最低制限価格を次のとおりとします。

1 最低制限価格見直し後の内容

設定範囲	予定価格（入札書比較価格）の $2/3$
------	----------------------

※ 上記の各算定式により算出された額（1千円未満の端数は切り捨てる。）に、消費税額を加算した額を最低制限価格とする。

2 対象となる業務

南相馬市財政課で行う指名競争入札に付する物品の製造その他請負契約（工事関連業務委託を除く。）を対象とします。

3 実施時期

令和元年8月以降の契約案件（8月入札分）から適用します。

4 最低制限価格の公表

最低制限価格については、これまで同様、非公表とします。

5 最低制限価格設定の有無

指名通知書に記載します。